

第2回日英原子力年次対話

10月30日（水曜日），31日（木曜日）

於：英国外務省

共同議長：

ロビン・グライムス英国外務省首席科学顧問

長谷川浩一日本国外務省欧州局審議官

背景

2012年4月10日，日英首脳会談が行われ，両国首相による共同声明が発表された。本共同声明の附属文書として発出された「日英民生用原子力協力の枠組み」において，日英両国が，あらゆる民生用原子力活動における二国間協力を強化するため，両国政府高官による年次対話を開始することが決定された。これを受け，2012年10月4日及び5日に，東京にて第1回日英原子力年次対話が開催された。第2回年次対話は，2013年10月30日及び31日に，ロンドンの英国外務省において行われた。

1. 廃炉・除染

はじめに，シンパー原子力廃止措置機構戦略技術部長，中西経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当），小川環境省水・大気環境総務課除染渉外広報室長が説明を行った。シンパー部長は，昨年の年次対話で廃炉・除染ワーキンググループ（WG）が設置されて以降，1年間の同WGの活動について説明を行った。また，シンパー部長は国際廃炉研究開発機構（IRID）の国際専門家グループのメンバーとしての立場に基づく見解を共有し，東京電力福島第一原子力発電所が抱える課題に関して，英国の支援が最も有効と思われる分野について議論を行った。また，廃炉を実施するために必要な人材の育成を含む，英国と日本における廃炉に関する戦略について議論を行った。

中西審議官（経済産業省）は，汚染水問題及び東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の現状，さらに日本政府及び東京電力が進めている対策について説明した。また，中西審議官（経済産業省）は，東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を支援するための日英協力について言及した。

小川室長（環境省）は，福島周辺の除染地域における環境省の役割及び関連の政策について説明した。また，中間貯蔵施設に関する日本政府の計画について説明した。その後の議論において，出席者は，オフサイトの除染地域に焦点を当てつつ，除染に取り組む際の利害関係者の参画及び国民の理解の重要性を強調した。

合意事項

(1) 過去1年間の取組により、今回の年次対話において教訓と経験を共有することを可能とした、以下を含むWGの活動を継続する。

- ・ 英国の廃炉に係る研修のため、東京電力の技術者が英国の廃炉サイトを訪問
- ・ 日英の専門家による、廃炉の幅広い観点に関するワークショップの開催
- ・ 東京電力の原子力安全監視委員会議長に英国人を任命
- ・ 英国原子力廃止措置機構と在京英国大使館による、日本での廃炉の取組に関する直接的支援

(2) 2014年第一四半期に、燃料デブリの取り出しを含む、計画中の原子力施設の廃止措置をテーマとした第2回目のワークショップを開催することを支持する。

(3) 国民/利害関係者の参画に関する活動への取組を支持する。

2. 原子力研究開発

今回の年次対話では、日英間の原子力研究開発における様々な可能性が議論された。はじめに、グライムス英国外務省首席科学顧問は、英国の民生用原子力研究開発に関する政策と最近の評価及び報告について触れた。また、原子力研究開発における日英協力の積極的な状況について述べた。日英は民生用原子力の研究において高い水準を共有し、この関係を更に促進することを希望する。グライムス顧問は、最近の英国の政策の進展について概要を説明した後、2012年10月の日英原子力安全研究開発ワークショップ及び日本原子力研究開発機構とスコットランド大学連合環境研究センターの間で締結された協力に関する取決めを含め、この1年間に行われた日英研究協力について説明した。次に、ブルース・ハンソン・リーズ大学教授が、協力可能性のある分野における英国の専門的知識の例として、スラッジと可能性のある廃棄形態に関する研究について発表を行った。

田中文部科学省大臣官房審議官は、日本の原子力研究開発政策と独立行政法人日本原子力研究開発機構の改革について説明した。また、中西審議官（経済産業省）は、新たに設立された国際廃炉研究開発機構（IRID）の活動及びIRIDが国際的に開かれていることを説明した。日本（IRID及びJAEAを含む）と英国の間で協力が可能な分野における様々な課題について、活発な議論が展開された。グライムス顧問は、日本との共同研究に活用し、将来のプロジェクトの共同ファンディングを検討するため、英国工学・物理科学研究会（EPSRC）の二国間研究ファンドについて紹介した。

日英双方は、原子力技術及び社会科学の貢献を発展させるための互いの取組について理解を深めた。また、IRIDの活動及び国際的に開かれていることを深く理解した。

合意事項

(1) 現在の日英間の共同研究活動を継続する。

(2) 共同研究を推進する分野を特定するため、英外務省、在京英国大使館、文部科学省、関連する基金及び研究を担う機関を含むワーキンググループを設置する。

(3) 日英間の共同研究ファンディングの創設に向け、努力する。

3. 原子力政策

今年のセッションにおいては、現在の日本の原子力政策、プルトニウム管理政策、英国の電力市場改革と新規原発建設について議論を行った。

香山経済産業省原子力国際協力推進室長は、現在の原子力政策について紹介した。また、香山室長（経済産業省）は日本のプルトニウム管理政策の現状について説明し、この分野における潜在的な日英協力について、多くの可能性を紹介した。

シンパー部長は、使用済燃料及びその管理に関する英国の政策について、最新の情報を紹介した。マリオット・エネルギー気候変動省原子力開発部廃棄物・廃炉財政支援・国際投資担当課長補佐は、英国にとって重要な巨額インフラ・プロジェクトの誘致に向けた、電力市場改革に関連する差額決済方式による固定価格買取制度等に関する議論を含む、新規原発建設に関する英国の現在の政策及び戦略について概要を述べた。

英国は、英国における新規原発建設計画に対する日本企業の関心と関与を歓迎した。日本は、長期のインフラ投資に対する支援のための制度的枠組み（特に差額決済方式による固定価格買取制度）についての知見を学ぶことに関心を示した。

日英は、プルトニウム管理をめぐる双方の国内事情及び政策の立場について理解を深めた。

合意事項

(1) 両国は、互いの政策の立場や、日英のプルトニウム管理政策及び英国のプルトニウム管理のあり方に関係する技術の発展を含む、プルトニウム管理の今後の方向性について、意見交換を継続的に行うことが重要である。

(2) 英国にとって、日本の原子力政策をより良く理解することは有益であり、また日本にとって、英国の電力市場改革及び新規原発建設に関する最新動向について、より良く理解することが有益である。

4. 原子力安全・規制

今回の年次対話では、日本の新たな安全規制及び安全対策や、英国のカウンターパートとの協力について議論された。相互に関心を有する規制分野の協力の強化に向けて、生産的な議論が行われた。これらの分野には、広報、公開性及び透明性、規制の独立性及び安全文化が含まれる。これらの分野を進捗させるための個別の取組が、前回の年次対話以降、既に数回にわたって行われているWGの下で、進められる。

セニョール英原子力規制機関査察官は、日本の原子力規制庁との対話の現状について紹介した。一井原子力規制庁国際課原子力安全専門職が、日本における原子力規制と安全性について紹介した。続いて、香山室長（経済産業省）が、事業者が自主的に進めている原発の安全性確保に向けた改善策について説明した。

出席者は、現在の原子力規制庁と原子力規制機関間の情報交換協定が有益であり、一層の規制に関する情報交換を継続的に行うことで合意した。

合意事項

- (1) 今後も、広報、公開制及び透明性、規制の独立性及び安全文化を含め、原子力規制機関と原子力規制庁の情報交換に関する協力を継続する。
- (2) IRRS（IAEA総合規制評価サービス）のレビューを踏まえた原子力規制機関の対応及び英国として共有すべきと考えている分野について、経験を共有するための手法を確立する。
- (3) 規制機関の姿勢や文化を形作るという側面も含め、政府や産業からの規制の独立性に関する理解を一層深めるため、知識を移転する機会を特定する。
- (4) 日英の規制の方策を比較し、対照するため、互いに情報を一つの文書にまとめることの有益性について検討する。

5. 広報

今回の年次対話では、原発事故後の、広報活動に関する戦略の策定に係る日英の経験について議論された。日本と英国において、放射性物質の水への流出に関する問題がどのように国民に伝えられたのか、独立した科学者がどのようにメディアと国民に最大限の科学的データを提供したのか、さらに放射性物質の流出による放射線に関し、国民の理解を高めるための英国の戦略の策定について議論された。

トーマス・インペリアル・カレッジ教授は、国民のリスクの受容や、受容されたリスクよりも、むしろ現実を伝えるための方法、データを解釈することの重要性、原子力に関連するリスクの理解に関して、英国における利害関係者の参画を得るための取組について説明した。英国科学メディアセンターのシェルドン上級プレスオフィサーは、科学者とメディアの関わりを容易にするための英国科学メディアセンターの役割及びリスクを伝える際の方策について述べた。シンパー部長（原子力廃止措置機構）は、英国の原子力発電所からの放射能の放出に関する広報について説明した。スウォッシュ・エネルギー・気候変動省民生原子力企画・対策部長は、原子力の緊急事態対応や、この分野における更なる対話の可能性について述べた。日本側からは、山田経済産業省原子力発電立地・広報対策室長が、現在の日本の原子力に関する広報政策及び原発を含むエネルギー政策に関する国民の

信頼を回復するための日本の取り組みについて説明した。一井専門職（原子力規制庁）が、規制に関する広報について述べた。

合意事項

- (1) 次の取組を進めるため、WGを設置する。
 - ・ 原発立地自治体の住民/利害関係者との対話方法を共有
 - ・ リスクや不確実性の伝達方法を含む、科学的対話に関する知見を共有
- (2) WGに対し、広報や利害関係者との対話方法に関するワークショップの開催を促す。

6. 結論

共同議長である長谷川審議官とグライムス顧問は、第2回日英原子力年次対話で、有益な議論が行われ、既に密接な関係にある日英民生原子力協力に関して、重要となる高いレベルの、正式な枠組みを提供したことで合意した。今回の年次対話では、相互の協力が有益と考えられる既存の又は新たな分野について特定した。また、日英が互いに共有の価値を共有し、更なる機会を追求するパートナーであることで合意した。建設的な関係を継続するため、次回の年次対話を2014年（2014年4月—2015年3月）の間に、東京にて開催することで合意した。